

またもや会社は、 基本協約締結拒否！

本部は、9月29日12時をもって2006年度協約改訂交渉を集約し、あわせて「運輸系統社員の運用変更」についても、妥結することを会社に通告しました。その後、15時から会社と基本協約締結に向けて窓口折衝を行いました。

しかし会社は、「妥結ということはすべてをのみ込むこと。J R 東海労は過去に妥結と言いながら制度の根幹に関わることに異議をとнаえてきた。妥結についての認識が一致することの議論が必要だ。本日の時点では労使関係部分の労働協約の締結だけ確認する」と主張し、またもや基本協約締結を拒否しました。

主なやり取り

会社：妥結ということはすべてをのみ込むということか。新人事・賃金制度の時にも妥結と言いながら反対の掲示が出ていた。専任社員の時にも反対と言っていた。

新人事・賃金制度で手当を500円から600円にしろというのはわかるが、「基準昇給額を1700円にしろ」というのは制度の根幹に反対しているということで妥結とはいわない。妥結とは全てをのみ込むということだ。新人事・賃金制度は努力したものが報われる制度である。したがって、主任は主任レポートを出すということであり、これに反対なら妥結とはいえない。

社員運用の変更は、駅から車掌、車掌から運転士、そして、その後駅で指導的な業務を行うということが人事異動の根幹であり、これに反対なら妥結とはいえない。

組合：労働組合として妥結すると言っているのである。その後において問題があれば、その解決のために申し入れたり、改善・見直しを迫るのは当然のことだ。会社の言っていることは、「妥結したのだから、その後においても一切何も言うな」ということだ。

会社：何も言うなとは言っていない。J R 東海労の主張や申し入れは、根幹にかかわることに反対しているからだ。

組合：実施後に問題があれば、改善・見直しを求めるのは当たり前のことだ。

会社：駅への還流などについても反対しないということか。新人事・賃金制度では定期昇給の逡減に反対しないということか。そういうことが、今日ははっきりしていない。議論が必要だ。したがって、今次協約改訂交渉妥結と運輸系統社員の運用変更について、妥結するというＪＲ東海労の意思については確認するが、本日の時点では、債務部分（労使関係部分）の締結についてのみ確認することとする。

組合：この間会社は、われわれが運輸系統社員の運用変更に妥結していないことを理由に、基本協約締結を拒否し、個別に締結していた協定などを一方的に解約した。本日、妥結することを通告したのだから基本協約を締結しない理由はまったくない。締結の意思はあるのか。

会社：今は約束できない。妥結とは全てをのみ込むということでの議論が必要だ。

組合：基本協約を結ばないということか。

会社：そうとは言っていない。

組合：われわれは、妥結すると言っている。したがって、基本協約を締結できない理由はない。ただちに締結する意思を明らかにせよ。

会社：今後は、窓口での事務的な手続きと妥結について継続議論をしていく。

組合：ただちに基本協約を締結せよ。

以上が主なやり取りです。労働組合が妥結すると意思表示しているにもかかわらず、再び会社は基本協約締結を拒否したのです。このことは、本部が『交渉の集約にあたって』を発して以降、新たに発生した極めて許し難い事態です。このような会社の居丈高で、一方的な暴挙を許すわけにはいきません。

問題点の解決を求めるのは当然です。そのことは「制度を認めない」ということとはイコールではありません。会社は『妥結』という言葉の意味を理解しているのでしょうか。まったく理解に苦しみます。

「何も言わずに黙っていうことを聞け」という企業権力をかざした、このような対応は労働組合を否定する行為であり、不当労働行為そのものです。

本部は、この新たな事態に対し、あらためて闘いを継続していく決意です。職場からの闘いを強化し、さらに奮闘していきましょう！

以 上